

建設工事指名業者等選定要綱

昭和40年12月27日制 定
昭和49年 8月15日全部改正
昭和52年 5月10日一部改正
昭和54年 4月 1日一部改正
昭和56年 5月13日一部改正
昭和56年 6月 1日一部改正
昭和57年 5月10日一部改正
昭和58年 6月20日一部改正
昭和58年10月 1日一部改正
昭和60年 4月 1日一部改正
昭和60年11月13日一部改正
昭和61年 4月 1日一部改正
昭和61年 6月10日一部改正
昭和62年 6月16日一部改正
昭和63年 4月 1日一部改正
昭和63年 6月27日一部改正
平成元年 8月19日一部改正
平成 5年 6月29日一部改正
平成 5年10月 1日全部改正
平成 7年 7月17日一部改正
平成 8年 4月 1日一部改正
平成 9年 4月 1日一部改正
平成10年 4月 1日一部改正
平成11年 4月 1日一部改正
平成12年 4月 1日一部改正
平成13年 4月 1日一部改正
平成14年 4月 1日一部改正
平成15年 4月 1日一部改正
平成16年11月10日一部改正
平成17年 4月 1日一部改正
平成18年 4月 1日一部改正
平成19年 4月 1日一部改正
平成20年 4月 1日一部改正
平成21年 4月 1日一部改正
平成23年 4月 1日一部改正
平成23年 6月 1日一部改正
平成24年 6月 1日一部改正
平成25年 7月 1日一部改正
平成27年 6月 1日一部改正
平成28年 4月 1日一部改正
平成28年 6月 1日一部改正
平成29年 6月 1日一部改正

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 県が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の、指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方とする者の選定等については、知事が別に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。

2 この要綱において「建設業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する者をいう。

3 この要綱において「指名業者」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の規定により指名競争入札に参加させるため指名する建設業者をいう。

4 この要綱において「県内業者」とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（営業所を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）を県内に有する者をいう。

5 この要綱において「局長」とは、職員の職の設置に関する規則（昭和32年広島県規則第107号。以下「職の設置規則」という。）別表第1号の表職名の欄に掲げる局長をいう。

6 この要綱において「部長」とは、職の設置規則第3条第1項の表職名の欄に掲げる会計管理部長及び危機管理監並びに同規則別表第1号の表職名の欄に掲げる部長をいう。

第2章 資格の審査及び認定

(資格審査)

第3条 建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格は、別に告示するところに従って建設業者が提出した建設工事等入札参加資格審査申請書に基づき、建設工事入札参加資格等審査会に諮って認定する。

2 建設工事入札参加資格等審査会の設置及び運営については、別に定めるところによる。

3 第1項の資格の認定に際しては、別表第1左欄に掲げる工事の種類（以下「業種」という。）ごとに同表右欄に定める等級に区分した格付けを行うものとする。

(資格者名簿)

第4条 知事は、前条の規定によって資格の認定を行ったときは、その結果に基づき、県建設工事等入札参加資格者名簿を作成する。

第3章 指名業者の選定

(選定基準)

第5条 指名業者の選定は、適正な施工を確保するための施工能力を重視するとともに、経

済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

- 2 指名業者は、別表第2左欄に掲げる発注工事の種類ごとに、同表中欄又は右欄に掲げる業種について資格の認定を受けている建設業者（以下「資格者」という。）のうちから選定するものとする。
- 3 指名業者は、業種別年間平均完成工事高の額が当該発注工事の請負対象設計金額以上の資格者のうちから選定するものとする。ただし、知事が特に必要と認めたときはこの限りでない。
- 4 選定する指名業者の数の標準は、別表第3のとおりとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、指名業者の選定は、次に掲げる事項を総合的に判断して行わなければならない。
 - (1) 地理的条件
 - (2) 不誠実な行為の有無
 - (3) 経営状況
 - (4) 工事成績
 - (5) 手持工事の状況
 - (6) 工事についての技術的適性
 - (7) 安全管理及び労働福祉の状況
 - (8) 同種の工事についての経験
 - (9) 技術者の状況
 - (10) 工事に係る設計業務等の受託者との関係性
- 6 入札前において、現に指名している資格者について前項各号に掲げる事項に関し不適切な事実が生じた場合には、当該資格者の指名を取り消すものとする。

（発注金額による格付けの区分）

第6条 指名業者の選定に当たっては、発注工事の種類に応じて、別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けを有する資格者から選定するものとする。

- 2 次の各号の一に該当する資格者のあるときは、前項の規定にかかわらず、当該資格者のうち、発注工事の種類に応じて、別表第5の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けを有し、かつ、工事成績等が良好な者を指名することができる。
 - (1) 発注工事に継続する従前の建設工事を現に施工し、又は施工していた者
 - (2) 発注工事の施工箇所付近で、他の工事を現に施工し、又は同時期に施工する者

(3) 発注工事と密接な関連のある工事を直近若しくは現に施工し、又は同時期に施工する者

(4) 発注工事の施工箇所付近に建設業法第3条第1項の営業所を有している者
(選定基準の特例)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、前条に規定する資格者より上位の格付けを有する資格者を指名業者として選定することができる。この場合においては、それぞれの場合の事情に応じて、第5条第4項の規定による指名業者数の標準によらないことができるものとする。

(1) 緊急に施工する必要のある災害復旧工事、維持修繕工事、防災関連工事等を発注しようとするとき。

(2) 別表第6に定める高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技術を用いる工事を発注しようとするとき。

2 前項に掲げる場合のほか、発注工事の内容又は施工箇所の地域の特性等により、知事が特に必要と認めるときは、前条に規定する資格者以外の者を指名することができるものとする。

第4章 随意契約の相手方の選定基準

(選定基準)

第8条 地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約による場合の契約の相手方の選定については、第5条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある資格者を随意契約の相手方に選定しようとする場合においても、前項の規定は適用する。

3 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約による場合は、原則として当該競争入札に参加した者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

第5章 選定手続き

(選考委員会の設置)

第9条 局長、部長及び地方機関の長は、それぞれ、指名業者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設けるものとする。

2 前項の選考委員会は、別に指名する者をもって構成する。

(審査)

第10条 指名業者の選定又は随意契約の相手方の決定に当たっては、選考委員会の審査を経

なければならない。

(選考委員会の運営等)

第11条 選考委員会の運営等については、局長、部長又は地方機関の長がそれぞれ定めるものとする。

別表第1（第3条関係）

業種別格付表

業種	格付け
土木一式工事	A, B, C, Dの4段階
プレストレストコンクリート工事	なし
建築一式工事	A, B, C, Dの4段階
大工工事	なし
左官工事	なし
び・柱・コンクリート工事	A, B, C, Dの4段階
法面処理工事	A, B, C, Dの4段階
石工事	なし
屋根工事	なし
電気工事	A, B, C, Dの4段階
管工事	A, B, C, Dの4段階
タイル・れんが・ブロック工事	なし
鋼構造物工事	A, B, C, Dの4段階
鋼橋上部工事	なし
鉄筋工事	なし
舗装工事	A, B, C, Dの4段階
しゅんせつ工事	A, B, Cの3段階
板金工事	なし
ガラス工事	なし
塗装工事	A, B, C, Dの4段階
防水工事	なし
内装仕上工事	なし
機械器具設置工事	A, B, Cの3段階
熱絶縁工事	なし
電気通信工事	A, B, Cの3段階
造園工事	A, B, C, Dの4段階
さく井工事	なし
建具工事	なし
水道施設工事	A, B, C, Dの4段階
消防施設工事	なし
清掃施設工事	なし
解体工事	A, B, C, Dの4段階

別表第2（第5条関係）

発注工事別資格者表

発注工事の種類	業種	
	A（一体で発注するとき）	B（部分を単体で発注するとき）
一般土木工事	土木一式工事	
		とび・土工・コンクリート工事
		石工事
		タイル・れんが・ブロック工事
		鋼構造物工事
		鉄筋工事
		解体工事
プレストレストコンクリート工事	プレストレストコンクリート工事	
橋梁上部工事	土木一式工事	
		プレストレストコンクリート工事
		とび・土工・コンクリート工事
		鋼橋上部工事
法面処理工事	土木一式工事	
		法面処理工事
造園工事	土木一式工事	
	造園工事	
		とび・土工・コンクリート工事
舗装工事	舗装工事	
水道施設工事	土木一式工事	
		水道施設工事
		管工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
さく井工事	さく井工事	
塗装工事	塗装工事	

発注工事の種類	業種	
	A（一体で発注するとき）	B（部分を単体で発注するとき）
建築工事	建築一式工事	
		大工工事
		とび・土工・コンクリート工事
		左官工事
		石工事
		タイル・れんが・ブロック工事
		鋼構造物工事
		鉄筋工事
		防水工事
		内装仕上工事
		建具工事
		ガラス工事
		板金工事
		屋根工事
		塗装工事
機械設備工事	機械器具設置工事	
		鋼構造物工事
暖冷房・衛生設備工事	管工事	
		熱絶縁工事
		消防施設工事
電気設備工事	電気工事	
通信設備工事	電気通信工事	

(注) 右欄に掲げる業種に係る工事の部分のみを単体で発注するときは、当該業種についての資格者のうちから指名業者を選定し、それ以外の場合には、中欄に掲げる業種についての資格者のうちから指名業者を選定する。

別表第3（第5条関係）

指名業者選定数標準表

請負対象設計金額	選定する指名業者の数の標準
5,000万円未満	5人以上12人以内
5,000万円以上1億円未満	9人以上16人以内
1億円以上	12人以上20人以内

別表第4（第6条関係）

格付別標準発注金額表（一）

(1) 土木一式工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
2億円以上	A	
1億円以上2億円未満	A(躰)	
5,000万円以上1億円未満	A(躰)	B
1,000万円以上5,000万円未満	B	C
1,000万円未満	C	D

(2) 建築一式工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
2億円以上	A	
1億5,000万以上2億円未満	A(躰)	
5,000万円以上1億5,000万円未満	A(躰)	B
1,500万円以上5,000万円未満	B	C
1,500万円未満	C	D

(3) とび・土工・コンクリート工事，解体工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
1億円以上	A	
5,000万円以上1億円未満	A	B(躰)
1,500万円以上5,000万円未満	A	B
800万円以上1,500万円未満	B	C
800万円未満	C	D

(4) 法面処理工事

請負対象設計金額	格付け	
1億円以上	A	
3,500万円以上1億円未満	A	B(躰)
1,500万円以上3,500万円未満	A	B
800万円以上1,500万円未満	B	C
800万円未満	C	D

(5) 電気工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
3,500万円以上	A	
1,500万円以上3,500万円未満	A	B
500万円以上1,500万円未満	B	C
500万円未満	C	D

(6) 管工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
5,000万円以上	A	
1,500万円以上5,000万円未満	A	B
600万円以上1,500万円未満	B	C
600万円未満	C	D

(7) 鋼構造物工事の場合

請負対象設計金額	格付け		
5億円以上	A		
2億5,000万円以上5億円未満	A	B(躰)	
5,000万円以上2億5,000万円未満	A	B	
1,200万円以上5,000万円未満	A(躰)	B	C
1,200万円未満		C	D

(8) 舗装工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
3,500万円以上	A	
1,300万円以上3,500万円未満	A	B
900万円以上1,300万円未満	B	C
900万円未満	C	D

(9) 塗装工事の場合

請負対象設計金額	格付け		
5億円以上	A		
1,300万円以上5億円未満	A	B(躰)	
700万円以上1,300万円未満	A	B	
500万円以上700万円未満	A(躰)	B	
400万円以上500万円未満	A(躰)	B	C
400万円未満		C	D

(10) 造園工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
1億円以上	A	
4,000万円以上1億円未満	A	B(躰)
2,500万円以上4,000万円未満	A	B
700万円以上2,500万円未満	A(躰)	B
500万円以上700万円未満	B	C
500万円未満	C	D

(11) 水道施設工事の場合

請負対象設計金額	格付け		
5億円以上	A		
9,000万円以上5億円未満	A	B(躰)	
2,000万円以上9,000万円未満	A	B	
800万円以上2,000万円未満	A(躰)	B	C
800万円未満		C	D

(12) しゅんせつ工事，機械器具設置工事，電気通信工事の場合

請 負 対 象 設 計 金 額	格 付 け	
2億5,000万円以上	A	
2,500万円以上2億5,000万円未満	A	B(賦)
800万円以上2,500万円未満	A	B
800万円未満	B	C

(注) 1 表中，「(県内)」は県内業者のみに適用する。

2 とび・土工・コンクリート工事のうち道路附属物設置工事（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項の「道路の附属物」を設置する工事だとび・土工・コンクリート工事に該当するもの。以下同じ。）は，(3)によらず，(9)を準用すること。

別表第5（第6条関係）

格付別標準発注金額表（二）

(1) とび・土工・コンクリート工事の場合

請負対象設計金額	格付け
1,200万円以上1,500万円未満	A
400万円以上800万円未満	B

(2) 法面処理工事の場合

請負対象設計金額	格付け
1,000万円以上1,500万円未満	A
500万円以上800万円未満	B

(3) 電気工事の場合

請負対象設計金額	格付け
3,500万円以上5,000万円未満	B
1,500万円以上2,000万円未満	C
800万円以上1,500万円未満	A
500万円以上700万円未満	D
300万円以上500万円未満	B

(4) 管工事の場合

請負対象設計金額	格付け
5,000万円以上7,000万円未満	B
1,500万円以上2,000万円未満	C
900万円以上1,500万円未満	A
600万円以上900万円未満	D
300万円以上600万円未満	B

(5) 鋼構造物工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
5,000万円以上7,000万円未満	C	
2,500万円以上5,000万円未満	A(勲)	
1,200万円以上1,500万円未満	D	
700万円以上1,200万円未満	A(勲)	B

(6) 舗装工事の場合

請負対象設計金額	格付け
500万円以上900万円未満	B

(7) 塗装工事の場合

請負対象設計金額	格付け		
1,300万円以上2,000万円未満	B(勲)		
700万円以上1,000万円未満	C		
600万円以上700万円未満	A(勲)	C	
500万円以上600万円未満	A(勲)	C	D
400万円以上500万円未満	A(勲)	D	
300万円以上400万円未満	A(勲)	B	

(8) 造園工事の場合

請負対象設計金額	格付け	
500万円以上700万円未満	A(勲)	
400万円以上500万円未満	A(勲)	B

(9) 水道施設工事の場合

請 負 対 象 設 計 金 額	格 付 け	
9,000万円以上1億5,000万円未満	B(躰)	
2,000万円以上3,500万円未満	C	
1,200万円以上2,000万円未満	A(躰)	
1,000万円以上1,200万円未満	A(躰)	D
800万円以上1,000万円未満	D	
400万円以上800万円未満	A(躰)	B
400万円未満	A(躰)	B(躰)

(10) しゅんせつ工事, 機械器具設置工事, 電気通信工事の場合

請 負 対 象 設 計 金 額	格付け
2,500万円以上4,000万円未満	B(躰)
800万円以上1,300万円未満	C
400万円以上800万円未満	A

- (注) 1 表中, 「(県内)」は県内業者, 「(県外)」は県内業者以外の者のみに, それぞれ適用する。
- 2 とび・土工・コンクリート工事のうち道路付属物設置工事は, (1)によらず, (7)を準用すること。
- 3 解体工事については, 平成31年5月31日までの経過措置として(1)を準用する。

別表第6（第7条関係）

高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事（一）

工	事	名
1	プレストレストコンクリート橋，鋼橋，水門・ゲート等の工事（補強工事を含む。）	
2	つり橋のケーブル製作架設工事	
3	新工法によるハイブリット構造及び鋼構造の浮函及びケーソン等の製作据付工事	
4	大型港湾荷役機械製作据付工事（ガントリークレーン等）	
5	一箇所で一度に多人数の視聴に供される大型の画面を有する装置の設備工事	
6	交通管制（交通情報の収集伝達を一体的かつ有機的に行う装置等）設備工事及び 運転・監視制御システム設備工事	
7	昇降機，発電機，冷温水発生機，ポンプ等の設備工事	
8	その他上記に類するもので特別な技術を要する工事（水処理設備工事，薫蒸施設， 埋設薬物撤去処理工事及び有機汚泥除去工事等）	

(注) 施工能力を有する県内業者があるときは，積極的に指名すること。

高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事（二）

工	事	名
1	海上作業船による軟弱地盤改良工法のうち，サンドドレーン，サンドコンパクション， 深層混合処理工法等により施工する工事又はこれらの工事に伴い計測管理を 行いながら海上作業船による盛土等を施工する工事	
2	海上作業船による浚渫，床堀及び揚土工事	
3	大型海上作業機械による浮函及びケーソン等の据付及び潜水土による捨石本均し 工事	
4	海上杭打工事	
5	シールド工法等により施工する工事	
6	潜かん工事	
7	地すべり工事	
8	トンネル工事	
9	ダム工事（堤高15m以上の堰堤工事を含む。）	
10	橋梁（プレストレストコンクリート橋，鋼橋を除く。）補強（炭素繊維，鋼板接着を 用いた耐震補強及び床版補強）工事	
11	可動堰上部工（ゴム製）の製作設置工事	
12	法面処理工事のうち，アンカー工，法枠工及び落石防止工等で特別な技術を要する 工事	
13	その他上記に類するもので特別な技術を要する工事	

(注) 施工能力を有する県内業者については，積極的に指名すること。

工事成績等が良好な建設業者

平成29年度及び平成30年度における第6条第2項に規定する「工事成績等が良好な者」とは、次の要件を満たす建設業者とする。

- 1 平成29年度及び30年度県建設工事等入札参加資格者名簿における当該業種の平均工事成績点が70点以上であること。
- 2 建設業者等指名除外要綱2(1)に規定する指名除外、県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限（以下「指名除外措置等」という。）について、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 指名通知日において指名除外措置等の期間満了後1年を経過していない者でないこと。
 - (2) 指名除外措置等の対象になってその期間が満了した後、当該指名除外等の期間に相当する期間がすでに経過していること（過去に2回以上指名除外措置等の対象になったことがある者にあつては、そのいずれの指名除外措置等についても当該指名除外等の満了後当該指名除外措置等の期間に相当する期間が経過していることを要する。）。

(注) 解体工事については、平成31年5月31日までの経過措置として、平成24年11月1日から平成28年10月31日までの間に、竣工検査に合格したとび・土工・コンクリート工事の平均工事成績点を適用できるものとする。